

2021 年 5 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社光通信

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社 HCMA アルファ

株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）と株式会社 HCMA アルファ（以下「HCMA アルファ」といいます。）は、2021 年 3 月 22 日付で両社の間で締結した吸収分割契約書に基づき、2021 年 5 月 1 日を効力発生日として、光通信を吸収分割承継会社、HCMA アルファを吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に基づき本書面を作成し、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法第 791 条第 2 項に基づき、本書面を備え置きます。

1. 吸収分割が効力を生じた日

本吸収分割の効力発生日は、2021 年 5 月 1 日です。

2. 吸収分割会社における事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

HCMA アルファは、会社法第 797 条第 3 項の規定により、本吸収分割の効力発生日の 20 日前までに、HCMA アルファの株主に対し、本吸収分割をする旨並びに吸収分割承継会社である光通信の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行った HCMA アルファの株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

HCMA アルファは、会社法 799 条第 2 項の規定に従い、2021 年 3 月 29 日付の官報及び個別の催告書により、HCMA アルファの債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。同条第 1 項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

光通信は、吸収分割契約書の定めに従い、効力発生日である 2021 年 5 月 1 日をもって、光通信の営む子会社を通じた販売代理、取次等事業のうち、移動体通信事業部門に属する子会社の一部を通じた販売代理、取次等事業に関する権利義務等を承継いたしました。なお、承継対象となった資産及び負債等は、次のとおりです。

・資産

・次に記載する株式

- (a) 株式会社ネットワークコンサルティング株式 2,200 株
- (b) 株式会社シンク株式 600 株
- (c) e-まちタウン株式会社株式 22,600 株
- (d) iCracked Japan 株式会社株式 625 株
- (e) 株式会社メンバーズモバイル株式 10,000 株
- (f) 株式会社アイ・イーグループ株式 382 株
- (g) 株式会社ハローコミュニケーションズ株式 3,200 株
- (h) テレコムサービス株式会社株式 117,268 株
- (i) 株式会社モバイルサポート株式 260 株
- (j) 株式会社セールスパートナー株式 880 株

・負債、承継する契約上の地位及び権利義務

・該当なし

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 5 月 14 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上